

「食品営業許可審査基準及び食品営業許可行政指導指針」の一部改正について（改正概要）

1 趣旨

神奈川県「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（以下、施設基準条例）」における「屋台型臨時営業」及び「簡易固定型臨時営業」について、神奈川県が臨時営業制度に関して施設基準条例の運用の通知（以下、運用通知）の一部改正をします。

本市では、県の運用通知に基づき、「食品営業許可審査基準及び食品営業許可行政指導指針（以下、指導指針）」を定めており、県の運用通知の一部改正に合わせて、本市の指導指針を一部改正します。

2 改正の概要

(1) 食品営業許可審査基準

施設基準条例における「屋台型臨時営業」及び「簡易固定型臨時営業」で規定する用語の定義の追加や、施設設備の構造に係る要件等を定めます。

(2) 食品営業許可行政指導指針

「屋台型臨時営業」及び「簡易固定型臨時営業」に係る施設設備で満たす内容等を定めます。

3 施行日

令和5年7月1日予定